

川越市教育委員会第11回定例会会議録

- 1 会議の場所 川越市教育委員会 教育委員会室
- 2 開 会 令和3年12月22日 午後2時
- 3 閉 会 令和3年12月22日 午後3時50分
- 4 教育長並びに出席した委員 新保正俊、梶川牧子、長谷川 均、嶋野道弘、佐久間佳枝
- 5 欠席委員 なし
- 6 教育長の職務を行った者 教育長新保正俊
- 7 説明のため出席した者 教育総務部長長岡聡司、学校教育部長兼教育センター所長梶田英司、学校教育部副部長兼教育指導課長岡島一恵、教育総務部参事兼教育総務課長佐藤利貞、学校教育部参事兼学校管理課長生駒義郎、学校管理課副参事四阿久修

8 前回会議録の承認

令和3年度第4回定例会会議録、第5回定例会会議録及び第6回臨時会会議録を承認した。

なお、令和3年度第7回定例会会議録、第8回臨時会会議録、第9回定例会会議録及び第10回定例会会議録については、現在、調整中であり、次回会議において承認することになった。

9 議題及び議事の概要

日程第1議案第34号 令和4年度川越市教職員研修計画について

副部長兼教育指導課長

令和4年度川越市教職員研修計画については、川越市の課題である学力向上に引き続き重きを置き、重点の順序を昨年度同様としているが、研修内容の重点の一部については文言を変更している。また、研修については、研修の目的を達成することを最優先に考え、効果的な研修方法によって実施する。なお、本審議による修正及び審議後における文言等の修正が生じた場合には、教育長が調整することとしてよろしいか併せて審議願いたい。

委 員

研修は大事だと思うが、教職員の負担にならないようにしてもらいたいと考える。基本方針にある教育課題とは、どのようなものを指しているか伺いたい。

学校教育部長

教育課題として筆頭に挙げられるのは学力向上であり、さらにいじめの未然防止、教職員の資質向上などである。また、教職員の負担にならない研修として、年次研修その他の研修においても、配備された学習用コンピュータのアプリ等を使用し、可能なものはオンラインで研修を行い、負担軽減に努めたいと考えている。

委員

社会の構成員としての視野を広げる研修とあるが、どのような研修か伺いたい。

副部長兼教育指導課長

例えば服務的なもの、マナー的なものについては全ての研修に位置付けて実施しているが、必要に応じ学校管理課と連携を取りながら、研修の必要性を重視して進めている。

委員

研修一覧に派遣研修とあるが、視野を広げるための研修とは異なるものか伺いたい。

副部長兼教育指導課長

派遣研修については、県の派遣研修や国の教育的機関から案内のあるものであり、視野を広げる研修とは性質の異なるものである。

委員

キャリアステージに応じた研修の実施とあり、非常に大切だと考えるが、ステージごとの段階に応じて求めるものを確認する限り、抽象的であると感じている。研修を受けた後に、その研修の成果が出ているかについて、評価者はどのように評価するのか伺いたい。

副部長兼教育指導課長

キャリアステージに応じた研修の実施において示しているのは、自身で選択・希望するキャリアステージに応じた研修をどのように希望・設定させるかということである。管理職も含め、研修を道筋として示し、「この研修を実施したから、次はこの研修を受講する」というように、教職員自身がキャリアステージを選択できることを示している。

研修を受けた効果はすぐに出ない部分もあるため、評価については、評価者ではなく、受講者自身が研修内容をどの程度理解し、自分のものにできたか、という意味での評価指標を示している。

委員

管理職等研修とあるが、人事や昇格には結びついていないのか伺いたい。

教育長

管理職等研修とは、管理職試験に合格した者が受講する研修であり、研修の受講によって昇給、昇格することはない。

委員

研修自体の評価方法について伺いたい。

副部長兼教育指導課長

研修受講後に受講者本人が、研修について理解できたか、研修内容を仕事に活用できるかについて評価を行う。満足度や達成度といった指標で評価している。

委員

研修を受けてどれだけ自分にとって役に立ったか、実務にどれだけ活かそうかという点については、きちんと評価の際に記述してもらう必要があると考える。研修したことが実務でどれだけ成果を上げたかは評価しにくい部分であるが、しっかりと記述してもらうよう依頼してもらいたい。

委員

令和4年度の研修計画と、研修内容の重点の関連性について伺いたい。また、令和4年度の研修計画において、「研修の実施方法については、効果的な研修のあり方の実現のため」とあるが、「社会の変化に対応」という表現を追加してもらいたいと考える。

委員

「研修内容の重点」において、「一人一人の教育的ニーズ」とあるが、ニーズという言葉が別の箇所でも使用されているため、区別しておく必要があると考える。例えば、「児童生徒一人一人の教育的ニーズ」とすると、わかりやすいと考える。

委員

「川越市教職員研修の基本方針」については、研修一覧と合わせて読みたいが、確認しづらいため整理したほうがよいと考える。特にコミュニティスクールや小中一貫教育などこれから積極的に進めようとしているものについては、基本方針の5つの各項目との関連性が見える化できるとよいと考える。

「川越市の求める教職員像」において、「心豊かな教職員」とあるが、指導要領の目標において「人間性豊かな」という言葉が出ているので、意欲や意思を持っているかなど、その人全体を見る方がよいと考える。

「川越市教育委員会 教職員研修の概要」の「養成研修」において、「来訪指導研修」とは、誰がどこで行う研修なのかが理解できないと感じた。

「令和4年度川越市職員研修一覧」において、学年経営研修会が専門研修から特定研修へ変更とあるが、変更によってどういう違いがあるのか伺いたい。また、「研修内容の重点」の「社会に開かれた教育課程の実現を図る研修」が一覧のどの研修に該当するのか伺いたい。

副部長兼教育指導課長

「川越市教職員研修の基本方針」と研修一覧との関連性、整合性については、内容を構成していく中でこの方針を踏まえながら決めることを重視しているが、関連性が見える化については検討したい。学年経営研修会が専門研修から特定研修へ変更した点については、令和3年度までの研修参加の実態に合わせたものである。

委員

基本方針や本市の重点としている点が見える化されることによって、本市の教員研修という独自性が出てくると考えているため、可能な限り取り組んでももらいたい。

副部長兼教育指導課長

来訪指導研修の内容については、校長から指定された指導力不足の教員に対し、指導主事等が行う研修である。

教育長

特に本市は中核市として独自の研修を行っているため、例えば、キャリアステージに応じた研修の実施についても、本市の現状や課題を見たうえでの指標があってもよいと考える。また、各ステージにおいて、研修後に求められる資質などの書き方を工夫することで、ステージ毎の指標や評価に繋がると考える。ぜひ本市としての思いが組み込まれるように検討してもらいたい。

(全員異議なく原案どおり決定)

10 報告事項

(1) 令和4年度川越市立川越高等学校生徒募集要項について

学校管理課副参事

「令和4年度川越市立川越高等学校生徒募集要項」に基づき、要点を5つ説明する。

1点目は、「2次元コードの掲載」についてである。募集要項の表紙に市立高校ホームページと埼玉県教育委員会ホームページの入試情報ページの、2次元コードを掲載したことで、受検者とその保護者が、安心して入試に臨めるよう、より詳しい情報にアクセスしやすくした。

2点目は、「出願手続」についてである。昨年度から、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための措置として、選考手数料を振込とし、原則、中学校がまとめて郵送する。

3点目は、「学力検査」についてである。受検生一人ひとりの基礎的な知識及び技能、思考力・判断力・表現力等の能力を、より一層適正に測ることができるよう、5教科各50分で実施する。

4点目は、「追検査」である。平成31年度入学者選抜から急病その他やむを得ない事情により、学力検査が受検できなかった受検生に、追検査を実施することとしている。昨年度は、新型コロナウイルス感染症の自宅待機期間が長期に渡ることから、通常の追検査に加え、新型コロナウイルス感染症に係る「特例追検査」を実施した。今年度からは、従来の「追検査」と「特例追検査」を一本化し、平常の学力検査実施日から10日間以上あけて「追検査」を予定している。なお、昨年度は、追検査も特例追検査も対象者はいなかった。

5点目は、川越市立高等学校「地域特別選抜」による募集の実施についてである。平成24年度から導入し、11年目の実施となり、学習や部活動に活躍できる優秀な市内生の割合を高め、市立川越高等学校の一層の活性化を図る取組である。この選抜で入学した生徒の中には、野球部、女子バレーボール部、女子バスケットボー

ル部の部員や生徒会本部役員を務める生徒がおり、学校全体の活性化に貢献している。

なお、参考として、10月1日時点の中学3年生の進路希望状況調査において市立川越高等学校における普通科希望倍率は3.95倍であり、県内公立高校人気では6年連続で1位という評価を得ている。

委員

昨年度の募集要項と異なる点があれば伺いたい。

学校管理課副参事

1点目として、要項の表紙に、市立高校ホームページの2次元コードと埼玉県教育委員会の入試情報ページを示す2次元コードを掲載した点である。

2点目として、追検査について、インフルエンザ等に係る追検査と、新型コロナウイルスに係る追検査を、昨年度は2回行ったが、今年度はそれらを一本化し、追検査を1回とした点である。

委員

2次元コードの紙面での掲載について、2種類のコードを並べて掲載しているが、読み込み誤りを防ぐため、コード同士の距離が近づきすぎないように注意してもらいたいと考える。

委員

試験当日の新型コロナウイルス感染症の対策や当日の注意点などについては、受験を希望した方に渡される要項に記載されるのか伺いたい。

学校管理課副参事

学力検査及び面接の当日の注意点については、公立高等学校が統一して、同様に運用を行うため、送り出す側の中学校の進路指導において、丁寧に指導している。

委員

募集人員の内訳について伺いたい。

学校管理課副参事

情報処理科と国際経済科は、いわゆる商業科にあたる。今回の募集では普通科で140名、情報処理科と国際経済科を合わせて商業科として140名としている。

委員

募集人員については、適正な割合であるか伺いたい。

学校管理課副参事

35名を1クラスとして運営しており、普通科4クラス、商業科4クラスという現在の規模が適正だと判断している。

委員

普通科と商業科それぞれの倍率について伺いたい。

学校管理課副参事

10月1日時点の中学3学生の進路希望状況調査における市立川越高等学校の普通科の倍率が3.95倍ということであり、普通科において県内1位という評価である。国際経済科は、同調査において、1.0倍、情報処理科は1.49倍である。

委員

募集人員の割合については、普通科と商業科で140名ずつだが、希望者の倍率を鑑みて、将来的にこの割合を見直す余地もあるか伺いたい。

学校管理課副参事

商業科の倍率については、県内の商業科の倍率が全体として1.0倍に達していない状況がある中で、市立川越高等学校は1.0倍を超えており、これは商業高等学校として、川越商業高等学校からの伝統と、普通科の人気が大きき要素だと分析している。学科ごとの募集人員の割合については、様々な面から議論を行う必要があると考える。

委員

出願書類の提出について、今までトラブルはなかったか伺いたい。

学校管理課副参事

市立川越高等学校では、事務室窓口で入学選考手数料を現金で納入する方式を一昨年度まで行い、中学校が取りまとめて郵送する出願手続については、昨年度の募集からの実施である。これは窓口での密を避けるために始めた取り組みであるが、報告では大きな混乱は生じなかったとのことである。また、今年も同様の手続きとなるが、基本的には中学校が取りまとめを行い、しっかりと生徒指導を行ったうえで作業を進めるため、間違いは少ないと考える。

委員

面接方法が集団面接とあるが、面接方法について伺いたい。

学校管理課副参事

2名の面接員が複数名の受検生を同時に並べて、これについてどう考えるか、というような質問をし、回答させる形式である。

委員

学力検査のみの学校も多いと思うが、面接の目的について伺いたい。

学校管理課副参事

面接は、多くの県立高校で実施している。面接の内容については、最終的に選抜を行う際の点数に加点する要素となるため、受検生本人のやる気や中学校で努力してきたこと、高校で頑張りたいことなどをきちんと語らせ、意志を強く持ったうえで入学してもらうことを目的としている。

委員

特別選抜だけでなく、全受検者が面接を行うのか伺いたい。

学校管理課副参事

そのとおりである。

委員

多くの人数の面接を行う中で、生徒の良さが見抜けるものなのか伺いたい。また、学力検査と面接との点数の配分について伺いたい。

学校管理課副参事

面接については、面接票を作り質問項目を決めており、質問に対してこういう答えがあれば、こういう評価を、というかたちで実施している。点数配分については、学力検査は1教科100点満点で、5科目で500点満点、面接は最高で50点である。

委員

面接について、面接員の主観が入ることに懸念がある。

学校管理課副参事

人が人を見るため、主観が全く入らないという保証はないが、対策として面接員を2名とし、主観がなるべく入らないように客観性を保って面接を行っている。また、面接票を作り、質問項目と回答に対する評価を統一したかたちで対応している。

委員

「令和4年度埼玉県公立高等学校入学者選抜実施要項」は、2次元コードを読み取れば閲覧することができるのか伺いたい。

学校管理課副参事

そのとおりである。昨年度、教育委員会定例会において、状況が刻々と変わるなか、受検者に安心して受験してもらえようサービスの徹底についての意見を受け、今年度から2次元コードを表示したものである。

委員

地域特別選抜について、市内の生徒の割合を増やしたいという目的があるかと思うが、これまでにスポーツ分野以外の文科系の分野で合格した生徒はいるのか伺いたい。

学校管理課副参事

入試の内容に関わることであるため、具体的にどの生徒が何人とは言えないが、例えば生徒会長や吹奏楽部などの文化系もしくは生徒会での活躍等により、地域特別選抜の出願を行い、合格した生徒がいる。

委員

川越といえは歴史・伝統・文化であるが、観光も含めてそういった分野に深く関わった生徒が特別選抜で入学した例はあるのか伺いたい。

学校管理課副参事

過去に市内のある伝統芸能のグループに属し、活躍したことで、地域特別選抜による出願を行った生徒がいる。

委員

生徒会活動などに限らず、川越の特性のある分野に貢献した生徒も地域特別選抜の対象となるということによいか伺いたい。

学校管理課副参事

そのとおりである。

委員

個人的には地域特別選抜の対象範囲を拡げてもよいと考えている。地域特別選抜から川越に貢献する人たちが出てくればよいと考えるが、対象範囲を拡大することについて検討や方針があるのか伺いたい。

学校管理課副参事

地域特別選抜という選抜方式そのものを含め、どのような方法が最適であるかについては引き続き検討していきたい。

教育長

芸術関係に秀でている生徒など多様な生徒が受検している状況であり、学校でもそれに応じ、多様な生徒を多く受け入れるという考えを持って、入試に望んでいるということか確認したい。

学校管理課副参事

そのとおりである。

委員

募集人員は、合計280名ということか確認したい。

学校管理課副参事

そのとおりである。

委員

地域特別選抜は全体の10パーセントで28名ということだが、今年度も28名が入学しているのか伺いたい。

学校管理課副参事

今年度の第1学年のうち、28名は地域特別選抜による入学である。

委員

地域特別選抜の選抜方法については、一般の学力検査を同様に行い、その中で地域特別選抜を希望するという旨の校長からの推薦があるということか伺いたい。

学校管理課副参事

そのとおりである。

委員

追検査について、通常の試験から11日後の令和4年3月7日としているが、新型コロナウイルス感染症の対応として、十分な日数と考えているか伺いたい。

学校管理課副参事

令和4年3月7日の追検査については、発熱が37.5度以上ある受検生も本人が希望すれば受検は可能である。この場合は他者へのウイルス感染が想定されるため、別室での対応となるが、受検は可能ということになる。なお、追検査も受けられなかった場合であっても、出願手続きを行っていれば選考の対象となる。その場合は、調査書の点数を基に、他の受検者の調査書の点数と比較して、合格相当であれば合格対応とするため、受検できなかったことだけで不合格ということにはならない。

委員

普通科、情報処理科、国際経済科とあるが、複数の科を志望することは可能か伺いたい。

学校管理課副参事

県公立高等学校の入学選抜に関する制度には第2志望というものがあるが、市立川越高等学校においては、複数の学科を志望する第2志望は認めていない。

委員

地域特別選抜について、スポーツ以外の芸術分野などは、どの程度が選抜対象となるのか、その指標について伺いたい。また、学力検査と面接をそれぞれ500点、50点の加点方式で選考するうえで、スポーツや芸術面で顕著な成績を収めた場合は、どの程度の加点となるのか伺いたい。

学校管理課副参事

何をどの程度評価するかということについては、一切公表していない。加点については、「令和4年度埼玉県公立高等学校入学選抜における各高等学校の選抜基準」で公開されており、学力検査が1科目100点満点を5科目で500点、これに対し調査書は、学習の記録5段階評価の3年分の点数の合計に、特別活動の記録や総合的な学習の時間の得点などを加え350点とし、それに面接点50点を足して400点、合計900点満点であり、得点の高い順に並べて選抜を行うというのが、市立川越高等学校の選抜の配点ということで公表している。この350点の中に地域特別選抜の対象となった生徒の加点が含まれている。

委員

不登校の生徒などを対象とした特別な選抜とあるが、中学時代に不登校であったことは、調査書に記載されるものなのか伺いたい。

学校教育部長

調査書については、プラスの方向で書くことが多く、出席日数以外の部分で、不登校であったという事実が具体的に書かれることはない。

教育長

調査書は保護者にも公開されており、基本的にその生徒の良いところを書くものである。

学校管理課副参事

中学校が高等学校にあてて作成する調査書の中には、「不登校」の内容を書き込む欄はない。ただし、本人が学校を長期欠席しており欠席数が多い点や、欠席して授業に出席していなかったために評価ができず、評価の数字が入らないというような点から、不登校だったと推察することはできる。不登校特別選抜を出願するか否かについては、中学校と本人とが相談して決めることであり、不登校特別選抜として出願があったときに初めて、受け入れる側として、この生徒が不登校だったということを認識する。

委員

市立川越高等学校における不登校の状況と、不登校特別選抜で入学した生徒のその後の状況について伺いたい。

学校管理課副参事

市立川越高等学校における不登校の状況については、平成30年度末1名、令和元年度末3名、令和2年度末0名である。令和3年度については、2学期末時点で6名である。なお、ここでの不登校とは、文部科学省の定義に従い、年間30日以上長期欠席であったものである。不登校特別選抜で市立川越高等学校に入学した生徒の状況については、平成30年度入試で2名が入学した。入学後は登校状況も問題なく、2名とも無事卒業している。なお、令和元年度以降については、不登校特別選抜による入学者はいない。

1 1 協議事項

(1) 学校行事等の実施について

(非公開)

1 2 その他

- (1) 議事に先立ち教育長から、協議事項第(1)は意思決定過程における情報にあたることから、審議に係る会議を公開しないこととする動議が提出され、全出席委員がこの動議に賛成し、当該審議については非公開として取扱うことに決定した。
- (2) 会議録署名委員として、長谷川委員、佐久間委員が指名された。
- (3) 次回教育委員会は、令和4年1月26日（水）午後1時開催に決定した。